## 改正概要説明書

国名:オーストラリア 法令名:商標法

**改正情報:** 2023 年 12 月 11 日登録

## 改正概要:

1. Federal Circuit and Family Court of Australia (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2021 の施行(2021年9月1日)に伴う改正(第6条, 第35条, 第56条, 第67条, 第83条, 第83A条, 第84D条, 第104条, 第190条-第192条, 第194条-第197条)。

オーストラリア家庭裁判所とオーストラリア連邦巡回裁判所は、オーストラリア連邦巡回裁判所及び家庭裁判所(Federal Circuit and Family Court of Australia: FCFC)として統合し、2021年9月1日より業務を開始。

- 2. Intellectual Property Laws Amendment (Productivity Commission Response Part 1 and Other Measures) Act 2018 の施行(2018 年 8 月 25 日)に伴う改正(第 123 条)。 無許可で商品を輸入することができる商標の平行輸入に関する法的枠組みであり、権利者の同意なしに商品が輸入されても、商標権の侵害と見なされない場合があることになる。
- 3. Territories Legislation Amendment Act 2020 の施行(2020年12月18日)に伴う改正(第192条)
- 4. Intellectual Property Laws Amendment (Productivity Commission Response Part 2 and Other Measures) Act 2020 の施行(2020年2月27日)に伴う改正(第200条)

## 改正内容:

·第6条,第35条,第56条,第67条,第83条,第83A条,第84D条,第104条,第190条-第192条,第194条-第197条

連邦巡回控訴裁判所が連邦巡回家庭裁判所に変更された。

- ・第123条
- (1)が削除された。
- ・第192条
- (4) は新設項である。
- ・第200条
- (2)は新設項である。